

流域下水道を対象とした運営事業について

流域下水道を対象とした運営事業について

- 現行のガイドラインでは、流域下水道を対象としたコンセッションが可能なことに触れるのみである。
- 宮城県の事例をふまえ、記載の内容を充実化したい。

＜現状の記載と改定文案＞

なお、流域下水道についても、運営権者が関連公共下水道管理者からの負担金を利用料金として収受するコンセッション方式を適用することが可能である。



なお、流域下水道を対象にコンセッション方式を適用することも可能である。この場合、関連公共下水道管理者から都道府県に対して支払われる負担金がPFI法に定める「利用料金」となり、コンセッション方式の導入後は、運営権者がこれを直接収受することとなる。

流域下水道へのコンセッション方式の導入や導入後の料金改定のあり方を検討するにあたっては、下水道法第31条の2の趣旨や地域の実情に合わせた手続を設けることに留意が必要となる。

（市町村の負担金）

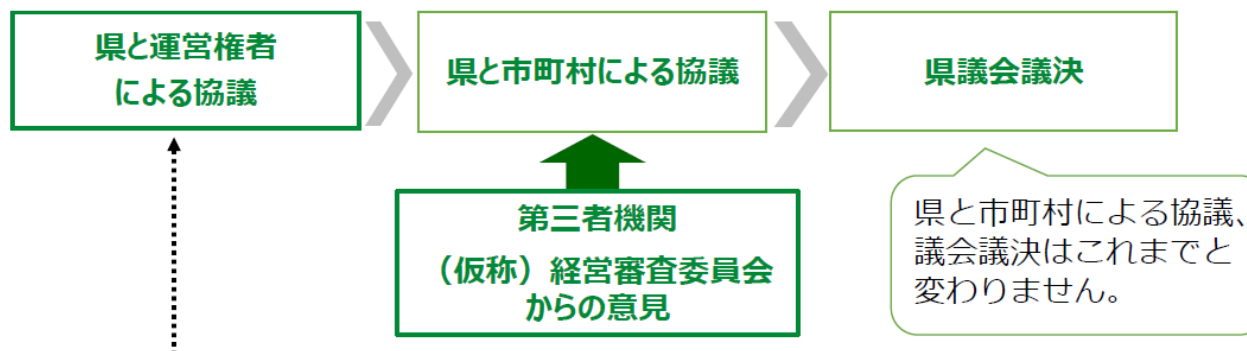
第三十一条の二 第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

A 1. 料金の決定方法は？

いままでと変わらず、**県が責任をもって**料金決定の透明性を確保します。

- 議会決議による料金決定の透明性確保
→ 料金改定には県議会議決等を必要とします。
- 料金は以下のプロセスを経て慎重に決定されます。



- 運営権者が収受する額の改定にあたっては、
→ 需要変動（契約水量の見通し等）や物価変動・動力費変動等※に
限定して、契約で定めた算定式に基づいて行います。

※日銀の企業物価指数等を参照